

独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律案要綱

第一 独立行政法人緑資源機構法の廃止

独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号。以下「旧機構法」という。）は、廃止すること。

（本則関係）

第二 施行期日

この法律は、平成二十年四月一日から施行するものとする。

（附則第一条関係）

第三 機構の解散等

独立行政法人緑資源機構（以下「機構」という。）は、この法律の施行の時にいて解散するものとし、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務はその時にいて独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）及び独立行政法人国際農林水産業研究センターが承継するものとする。

（附則第二条関係）

第四 機構の発行した緑資源債券等に関する経過措置等

機構の発行した緑資源債券等に関する経過措置等について所要の規定を設けること。

第五 独立行政法人森林総合研究所法の一部改正

一 業務の特例

研究所は、独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号。以下「研究所法」という。）
第十一条に規定する業務のほか、次の業務を行うことができるものとする。

（研究所法附則第六条から第十二条まで関係）

- (一) 当分の間、独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第 号。以下「廃止法」という。）の施行前に旧機構法第十一条第一項第一号又は第二号の事業の施行により開設され、改良され、又は復旧された林道（廃止法の施行前に機構がその工事に着手した林道のうちその工事の全部が完了しなかったものを含み、廃止法の施行の際現に機構が管理しているものに限る。）の維持、修繕その他の管理を行うこと。

- (二) 旧機構法第十一条第一項に規定する業務（廃止法の施行前に機構が行った同項第一号又は第二号の事業に係る賦課金及び負担金に係るものに限る。）を行うこと。

(三) 別に法律で定める日までの間、旧機構法第十一条第一項第六号の事業及びこれに附帯する事業を行うこと。

(四) 旧機構法第十一条第一項第七号から第九号までの事業で廃止法の施行前に開始されたもの（同項第七号から第九号までの事業の開始に必要な事前の調査で廃止法の施行前に開始されたものに係るもので政令で定めるものを含む。）及びこれらに附帯する事業を行うこと。

(五) 旧機構法附則第十条の規定による廃止前の緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号）附則第十条第一項第二号又は第三号の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うこと。

(六) 森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号。以下「旧農用地整備公団法」という。）第十九条第一項及び第二項の業務で森林開発公団法の一部を改正する法律の施行前に開始されたもの（同条第一項又は第二項の業務の開始に必要な事前の調査で同法の施行前に開始されたものに係るもので政令で定めるものを含む。）並びにこれらに附帯する業務を行うこと。

(七) 旧機構法附則第八条第一項に規定する業務（廃止法の施行前に機構が行った旧農用地整備公団法附

則第十九条第一項の業務に係る負担金及び徴収金に係るものに限る。）を行うこと。

二 役員に関する特例

研究所法第六条第一項及び第二項に定めるもののほか、研究所に、次の役員を置くことができるものとすること。
(研究所法附則第十三条第一項から第三項まで関係)

(一) 一(三)、(四)及び(六)に掲げる業務が完了するまでの間であつて、廃止法の施行の日から起算して三年を経過する日までの間に限り、監事一人を置くことができること。

(二) 一(三)に掲げる業務が完了するまでの間に限り、理事二人以内を置くことができること。

(三) 一(四)及び(六)に掲げる業務が完了するまでの間であつて、廃止法の施行の日から起算して二年を経過する日までの間に限り、(二)に定めるもののほか、理事一人を置くことができること。

三 区分経理

研究所は、一(一)、(二)、(四)（旧機構法第十一条第一項第七号ニの事業及びこれに附帯する事業に係るものを除く。）、(五)、(六)及び(七)に掲げる業務に係る経理並びに一(三)及び(四)（旧機構法第十一条第一項第七

号ニの事業及びこれに附帯する事業に係るものに限る。）に掲げる業務に係る経理については、他の経理と区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならないものとする。

（研究所法附則第十四条関係）

四 長期借入金及び森林総合研究所債券

（一） 研究所は、一（三）、（四）及び（六）に規定する業務に要する費用に充てるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は森林総合研究所債券（以下「債券」という。）を発行することができるものとする。

（研究所法附則第十六条第一項関係）

（二） 研究所は、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができるものとする。

（研究所法附則第十六条第二項関係）

第六 その他

その他所要の経過措置等を整備するほか、関係法律について所要の改正を行うものとする。